

正保国絵図の調進と絵図様式の統一化について

川 村 博 忠

一、はじめに

徳川幕府の収庫国絵図に関する本格的研究は最近に至りようやく緒についた感がある。最近、黒田日出男氏は徳川幕府の国絵図・郷帳の収庫が原理的には天正の御前帳・国絵図の徵集を継承する事業であることを指摘し、慶長国絵図の詳細な分析を行なった⁽¹⁾。筆者も同時期に元祿国絵図に関する小論を報告した⁽²⁾。共に国絵図の調製基準を考察し、それに基づいて成立した諸国の国絵図を検討することによって、国絵図の内容上の特色を説明しようとする点で研究のねらいは共通している。

ただ、現段階ではまだ正保国絵図に関してのまとまった研究報告がない。慶長と元祿の両国絵図をつなぐ正保国絵図が解明されることで、幕府収庫国絵図の全体がより明らかとなる筈である。筆者はこれまでに正保国絵図についても若干の調査を進めてきたので、一応ここに小論を報告して、国絵図研究の一助にせんとするものである。

徳川幕府の四次にわたる国絵図収庫はいずれも国土の基本図(国郡図)を完備保管するという国家支配の原理に基

づく一貫した事業であったと考えられる。しかし国絵図の内容が純粋に国郡図として精選され完成したのは元祿国絵に図おいてであった。それは揺ぎない幕府政権の確立を背景とするものであった。

筆者は先きにこのような観点から元祿国絵図の内容を検討し、正保国絵図との対比において論述した。しかしその段階では正保国絵図について必ずしも十分な掌握ができていなかったため、対比の説明が不十分であったと考える。従って本稿では前稿を補う意味をも含めて、同様の観点から正保国絵図に関して、その調進の過程と絵図内容上の特色について言及しようと思う。

元祿度に比して正保度の国絵図関係資料は格段に少ない。元祿度では津・岡山・萩・熊本・府内・仙台・金沢などの諸藩が国絵図調製の過程を詳しくまとめた一件記録帳を残しているが⁽³⁾、正保度の場合は管見の範囲ではこのようなまとまった根本資料の存在を知らない。わずかに『先年一國絵図公儀^五 上り候節之覚⁴』⁽⁴⁾『大村藩』や『公儀へ被上候御城并国絵図品々帳⁵』⁽⁵⁾（金沢藩）など後世の小編纂資料を知るのみである。従って本稿はこの二資料を含めて各藩に残る断片的な記録や編纂史書中の関係記述などを専ら手掛りとするものである。国絵図の内容を検討するには単に残存する諸国の国絵図を平面的に比較考察するだけでなく、付属資料によってそれらの調製過程を追えば内容上の特色がより鮮明になるという考えに拠っている。

幕府収庫の正保国絵図（古国絵図）は幕末まで幕府文庫に伝存したと見なされている⁽⁶⁾が、現在ではその行方が知れない。しかしその大半の転写図が現在国立公文書館の内閣文庫に伝存する⁽⁷⁾。中川忠英旧蔵国絵図六八張、および松平乗命旧蔵国絵図三八張である。このほか諸国の絵図元諸藩の地元には幕府へ提出したものの控図（その転写図をも含めて本稿では控図と呼ぶ）を残す場合も少なくない。なお国絵図と一緒に収庫された正保城絵図はうち六三

枚が内閣文庫に現存し、貴重な資料となっている。

二、国絵図調進の幕命と受持割当て

正保国絵図の収庫については正保元年（一六四四）十二月二日に將軍家光より大目付井上筑後守政重と同宮越前守和甫に面命があった（8）。これを受けて兩名は同月、諸国の主要大名の江戸留守居らを数回に分けて評定所に招集し、国毎に国絵図調製の分担を命令した（9）。

幕命による各国の国絵図受持は必ずしも一大名あるいは一代官が一国を受持つとは限らず、一大名の数カ国受持の場合もあれば、一国を数名による共同受持（相持）の場合もあった。島津（鹿児島藩）は薩・隅・日三カ国および琉球を持ち、前田（金沢藩）は加・越・能三カ国を受持った。そのほか毛利（萩藩）の防・長、浅野（広島藩）の芸・備、蜂須賀（徳島藩）の淡・阿、松平（松江藩）の雲・隠各二カ国などは一大名による複数受持の例である。共同受持では信濃が最多の組合せであった。

文化年間に収庫国絵図の来歴を調査した幕府書物奉行近藤守重の古国絵図関係収集資料の一つに「絵図被仰付候衆之書付⁽¹⁰⁾」があり、幕府代官所轄地のある三二カ国の各絵図元が登載されている。守重の説明によると、この書付には末尾に「当時御文庫ニ有之候国絵図入候箱書付、組合名前則前文之通相違無之候」と朱書があったという⁽¹¹⁾。この書付には全国の相持国のはば全部が網羅されているとみなされ、各相持の組合せを知ることができる。登載のうち単独分の常陸・佐渡・伊豆を除くと相持分は二八カ国である。元禄度の相持が二六カ国であったのとはば一致する⁽¹²⁾。この書付分を含めて、知り得る範囲での諸国の絵図元は第1表の通りである。

東 山 道	近 美 飛 信	江 濃 驛 濃	井伊掃部頭直孝（彦根） 石川主殿頭忠総（膳所）小堀遠江守政一（水口） 戸田左門氏鉄（大垣）代官他2 金森出雲守重頼（高山） 水俣野人正忠清（松本）仙石越前守政俊（上田）松平万助忠俱（飯山）真田伊豆守信之（松代）松平因幡守忠憲 （小諸）脇坂淡路守安元（飯田）鳥井主膳忠晴（高遠）諏訪出雲守忠恒（高嶋）代官2
	上 下 陸 出	野 野 奥 羽	酒井河内守忠清（前橋）松平和泉守乘寿（館林）安藤右京進重長（高崎）代官1 土井遠江守利隆（古河）奥平美作守忠昌（宇都宮）代官1 5張に分割作製 仙台領は松平陸奥守忠宗（仙台）
北 陸 道	若 越 加 能 越 佐	狭 前 賀 登 中 後 渡	酒井少将忠勝（小浜） 松平万千代光通（福井） 松平犬千代綱紀（金沢） 同 上 同 上 伊丹順斎康勝（勘定奉行）
	山 陰 道	丹 後 但 馬 因 幡 伯 出 石	波 後 馬 幡 者 雲 見

	図幅	国 絵 図 調 製 担 当 者
山 陽 道	播磨	松平下総守忠明（姫路）京極刑部高和（館野）大久保加賀守忠職（明石）松井周防守康映（山崎）
	美作	森内記長繼（津山）
	備前	松平新太郎光政（岡山）
	備中	同 上
	備後	松平安芸守光晟（広島）
	安芸	同 上
南 海 道	周防	松平長門守秀就（萩）
	長門	同 上
	紀伊	紀伊大納言頼宣（和歌山）
	淡路	松平阿波守忠英（徳島）
	阿波	同 上
西 海	讃岐	松平左近将監頼重（高松）
	予	松平隠岐守定行（松山）松平美作守定房（今治）伊達遠江守秀宗（宇和島）加藤出羽守泰興（大洲）
	土佐	松平土佐守忠義（高知）
	筑前	松平筑前守忠之（福岡）
	豊前	有馬中務大輔忠頼（久留米）立花左近将監忠茂（柳川）
	豊後	小笠原右近大夫忠真（小倉）小笠原信濃守長次（中津） 中川内膳正久盛（岡）稲葉能登守信通（臼杵）日根野織部吉明（府内）毛利市三郎高直（佐伯）木下伊賀守俊治（日生）松平市正英親（杵築）松平左近将監頼重（高松）
肥 前 日	肥前	鍋島信濃守勝茂（佐賀）
	肥後	細川肥後守光尚（熊本）
	日向	松平薩摩守光久（鹿児島）

大薩摩	同	上
豊後	同	上
豊前	松平肥前守鎮信(平戸)	
豊後	宗対馬守義成(府中)	
豊前	松前弁之助氏広(松前)	
豊後	沖繩・大島・八重山図3張に分制作製	松平薩摩守光久(鹿児島)

三、絵図基準と国絵図調進過程

(一)幕府示達の絵図基準

幕府は諸大名への国絵図調進の分命に際して「国絵図可仕立覚」(三一カ条)と「絵図書付候海辺之覚」(一三カ条)の二通の絵図基準を示達した。その内容は『徳川十五代史』⁽¹³⁾に載るほか、これを受けた藩側の資料として佐賀藩の『肥陽旧章録』⁽¹⁴⁾、『多久家有之候御書類之写』⁽¹⁵⁾、大村藩の『先年一國絵図公儀上り候節之覚』⁽¹⁶⁾、萩藩の『秀就様御代之記録』⁽¹⁷⁾などによって確認できる。各藩の記録間には題目、条目の順序、字句などに若干の相違があり、必ずしも正確には一致しないが、内容は大同小異である。

近藤守重は『好書故事』でこの「国絵図可仕立覚」と同内容の条令を元禄年間の国絵図改訂のときの絵図基準であると考証しているが、これは守重の勘違いであることを筆者は別稿で指摘したところである⁽¹⁸⁾。幕府示達の二通の絵図基準のうち「国絵図可仕立覚」は国絵図ばかりでなく付帯の郷帳・城絵図等の作成要領までも含めた総則であった。その末尾で

一、此已前上候国々之絵図相連之所候間、念を入初上り候絵図ニ図中引合、悪敷所なをし今度之絵図いたすべき事
 と今度の事業が慶長国絵図の改訂であることを明示していた。一方「絵圖書付候海辺之覚」は国絵図調製のうちとく
 に濠・海辺の注記（小書き）の要領を詳細に指示した細則的基準であった。

幕府の示した絵図基準が余りにも子細な指示に及んでいたため、絵図元諸藩の江戸留守居らは国絵図調製の要領が
 すぐには呑込めず、各条項について幕府に種々質問した様子である。「今度之絵図之儀ハ左所右所申越ても何共致に
 くく候ハンと何れ之御留守居衆も被存、右御兩人様ニも色々かかひ被申候⁽¹⁹⁾」と国許へ伝えた佐賀藩の例によつて
 もその様子が窺われる。また萩藩江戸留守居の役務日記による同留守居は国絵図調進の幕命を受けた翌日、早速井上
 筑後守内へ絵図基準についての質問に向いたことが知られる⁽²⁰⁾。

諸藩の江戸留守居らは幕府への質問や相互連絡によつて得た情報に基づき、幕府示達絵図基準に何らかの補足説明
 を加えて国許へ伝達した。たとえば佐賀藩では「国絵図可仕立覚」条目中の一五カ条、萩藩では一二カ条の各項にそ
 れぞれ補足説明を加えたほか、両藩とも幕府への質問に基づく独自の補足覚書きを添えて国許へ伝達している⁽²¹⁾。
 金沢藩の「国絵圖書様之覚⁽²²⁾」も同種の補足覚書きだと考えられる。幕府示達の絵図基準はこれら諸藩の補足説明
 によつてより具体的に理解される。

幕府示達の絵図基準を整理要約すると、第2表の如く①縮尺②図示③描写④注記（小書き）——の四項目にまとめ
 ることができよう。慶長国絵図調進の場合、幕府は「国郡之図」を調製する上でとくに①郡別の田島高付の記載②国
 境記載の留意——を指示したに過ぎず、きわめて漠たる通達であった⁽²³⁾。今回はカ条書きによつて国絵図と添提出
 物の調製要領がきめ細かに指示されるところとなった。

第2表 正保国絵図の調製基準

絵 図 基 準		萩 藩 補 足	佐 賀 藩 補 足	金 沢 藩 補 足
項 目	指 示 内 容			
縮 尺	6寸1里	山坂道3寸1里		
図 示	郡	郡分け 郡名 難字には仮名(朱)	郡界線	(一郡一色)
	郷 村 一里山 道	落さぬように 36町ごと 本道太く、脇道細く(朱)	小判型の村形	小村は大村に入る (新村・出村は古村に) 入れて村間を離す 本道筋のみ 脇道は他国へ通ずるものだけ
舟 道	水底の岩礁	舟道左右の岩礁をも		岩礁をくわしく
描 写	山 坂	芝山・はへ山の別 (着色)	木山・芝山・岩 山の書分け	書様別紙
	海 河		海を薄く、河を濃く	書様別紙
注 記	道 法	一里山より郷まで	一里山より宿町・馬継まで	
	国境道法	他国一里山まで	国境より他国一里山まで	隣国との話合い
	山中難所	冬の牛馬通行難所の道のり		国端村より他国最寄村まで
	渡 河 点	舟渡り・歩渡りの別 河幅		切所の名
	湊	潮時・風向と船掛り深いか遠浅か		渡口の村・津が郷丸の内に入っても波を書く 湊口の広さ 大船の出入自由か
浦 浜	浦名 浜名	浜より何程沖まで塩干になるか		他国に聞えたものだけ
海上道法	湊間の道のり		他国他領への道のり	他国湊への方角
そ の 他	胡粉の使用禁止		城所は略記	

(注) 城絵図・郷帳関係の基準は省く。各藩の補足は絵図基準の指示内容をより具体的に補足したものだけをひろった。()は下絵図点検での指示によるもの。

絵図基準のうち絵図関係の内容を検討すると、正保国絵図は村々の郡区分（郡分け）による一國單位の國郡圖としての調製が指示されており、このことは慶長の場合と同様であった。しかし今回は絵図縮尺の一里六寸（約二一、六〇〇分の一）規格をはじめ、大道小道の区別、道筋の色、一里山の点描、山坂・海河描写上の注意など図式・は勿論、配色までも含めた絵図様式の統一化が図られた。加えて今回は湊・海辺の記載については態々独立の絵図基準を示すなど交通・軍事上の観点から諸種の注記（小書き）が要求されたことが注目される。

(二) 下絵図検分

絵図元諸藩は幕府に種々質問して絵図基準に補足説明を加えたものの、幕府意向に合致した国絵図調製に自信が持てなかったとみえる。萩藩の場合、先ず阿武一郡の絵図を作製し、筑後守の内見を仰いだうえで国全体図の調製に着手する段取りであった⁽²⁴⁾。萩藩に限らず絵図元諸藩はいずれも国許で調製した下絵図を筑後守内へ二度三度と持参して種々指示を仰いでいる。正保度は次回の元祿度の如く下絵図点検が調進手順として義務づけられていたとは考えれないが、事実上筑後守の下検分（内見）を仰ぐのが建前の如くであった。この下検分の実務担当者は筑後守家来の上田勘助と惣山市之丞の両名であった。

諸国の下絵図が国許で仕上げられたのは意外に早く、正保二年の後半には各国初回の下検分が集中した観がある。下検分では各国とも修正箇所が種々指摘された。たとえば広島藩では国許で仕上げた「御領大絵図」「広島御城小絵図」「広島御城所并町中之絵図」三枚と「御領知行高帳」一冊を正保二年六月に江戸へ運んで筑後守の下検分を仰いだところ、全面的な調製のやり直しが指示された。同藩ではこのとき指摘された事項を二三カ条にまとめている⁽²⁵⁾が、そのうち国絵図関係のみを摘記すると次の通りである。

- 一、安芸国・備後国一國きりニ
- 一、郡々之色一色、郡之境目すミにてはそく
- 一、郡々書付之肩ニ知行高書付候事
- 一、脇道も一里山之成候所ハ宍里山を築可申事、不成所ハ道のり書付候事
- 一、水之色海も川も堀も同事ニ少こく
- 一、川々之名書付候事
- 一、古城小泉・東城・怒田之城山・吉田書付候事
- 一、山道者山之内へ道を付て
- 一、川々舟渡・かち渡り書付候事
- 一、宍里山朱にて
- 一、海中のはえ見へ能様ニ
- 一、寺不残屋舗を何もちいさく
- 一、大道之ふとさ今度之絵図之半分程ニ
- 一、仏通寺并今高野書様之事

この修正指示の内容から判断すると、広島藩が当初仕上げた下絵図は「御領大絵図」の題目が示す如く、安芸一円と備後の一部を含む広島藩の所領図であった。このため下検分では安芸・備後の各一カ国図に調製し直すよう指示された。そのほか図示法、描写、彩色についての問題個所が種々指摘されている。広島藩が国許で二五名の担当者を任命し、町絵師三名を雇って完成させ、幕府の絵図基準通りに調製した旨の説明を付して江戸へ遣した下絵図が、単なる図示上の不備のみに留らず国絵図・郷帳の基本様式をも踏まえていなかったのである。だが、これは単に広島藩ばかりでなく、程度の差はあれ諸藩に共通したと考えられる。同じく下絵図検分で指摘された事項のまとめと考えられ

る金沢藩の正保二年十二月十七日付の覚書きによると同藩でも広島藩同様、下絵図の抜本的修正を必要としたことが知られる(26)。

(三) 国絵図および添帳等の献上

諸国の国絵図は一般に江戸で清書され、各国二張ずつが提出された。これに郷帳・道帳各二冊、城絵図一枚ずつが付帯された。郷帳の付帯は徳川幕府の国絵図収庫に一貫しているが、城絵図および道帳の提出は正保度のみであった。黒田氏の研究で慶長度は国絵図・郷帳の提出が各三部であったことが明らかにされた(27)が、正保度は各二部であり、幕府文庫への収庫と実務用として幕府勘定所に保管されるものであった(28)。添提出物の内容を概観すると次の通りである。

慶	長	正	保	元	禄			
国絵図	3	国絵図	2	国	絵	図	2	
郷	帳	郷	帳	郷	変	地	帳	2
	3	道	帳	変	地	帳	図	1
		城	絵	縁	緑	縁	図	各
			各	海	手	縁	図	各
			1					1

郷帳 徳川幕府の国絵図事業において郷帳は必須の添帳であった。国絵図に図示された村々は郷帳に掲載され、両者は対をなす性質のものであった。正保郷帳の特色は記載内容の詳細さである。那村石高(29)と同時に領知内訳が並記されたほか村高には田畠内訳、「木山」「柴山」などの山林種類別、また水害・早害村にはその程度までが書添えられた。郷帳の記載内容は一応全国的に統一されたが、記載形式は細い点で不揃である。

城絵図 正保国絵図事業で城絵図が重視されたことは、絵図基準の冒頭九カ条でその調製要領が詳細に指示されたことでもうなづける。城絵図には国絵図の如き縮尺規定はなかった(30)が、図中には城内構築物、城周辺の地形その他軍事的観点から諸事物の図示・注記が網羅された(31)。この城絵図は城郭図ではなく、城下の町割までも含めた城と城下の

第4表 萩藩の国絵図・添帳類の提出状況

提出品目	提出先	提出年月日
周防・長門国絵図	大目村 井上筑後守	慶安2・8・21
周防・長門国絵図 同 郷 帳 同 道 帳	勘定奉行 曾我源左衛門	慶安2・11・20
周防・長門郷帳 同 道 帳	井上筑後守	慶安3・5・20
萩城絵図	井上筑後守	承応元・6・19

(注) 城絵図は慶安2・8・21に一旦提出したが不備のため再調製して上記期日に再提出した。

絵図であるのが特色である。

道帳 道帳の作成要領については絵図基準にて何らふれられていないが、金沢藩の覚書きによると道帳は国端から各宿場間の里程を次々に書付けて他の国端まで、一国単位で作成されるべきものであった。郷帳同様、国絵図の図示事項との対比のための添帳であったと考えられる。萩藩が提出した道帳の控『長門国大道小道并難道舟路之帳』³²⁾をみると、その内容は大道、中道、山道并小道、舟路、嶋々付立の各項に分けられ、道筋については各宿間の里程、途中の河・坂その他交通上の諸注記が記されている。

国絵図およびこれら添帳類は主として井上筑後守の許へ提出されたが、勘定所保管用を分け、その分は直接勘定奉行曾我源左衛門の許へ提出された場合もあった。また提出物はまとめて同時に提出されたのではなく、添帳類は一般に国絵図提出を済ませたあとで提出されている。萩藩の提出状況は第4表の如く前後四回にわたっている。このような分割提出は金沢・鹿児島藩の場合も同様であった³³⁾。また国絵図・郷帳・道帳は各国の絵図元より提出されたが、城絵図は絵図元を経ず、各城主が自ら調製して直接提出するのが建前であった³⁴⁾。な

おこれら添提出物の郷帳・城絵図・道帳の呼称については正保度の場合、必ずしも諸国共通しておらず、各様の呼称が用いられている(35)。

正保国絵図の収庫終了の時期は確証を欠くが、近藤守重の考証によると明暦二・三年頃とされており(36)、それに従えば幕命があつて収庫終了まで十二・三年の年数を要したこととなる。元祿度の場合の倍以上の年数である。収庫国絵図の総帳数については江戸時代の諸記録間に相違があり混乱している。『徳川十五代史』では「七十五幀」、『竹橋余筆(37)』収載の「古国絵図員数書付」(享保二年)では「七十六枚」、前述の近藤守重の調査(文化十四年)では「七十九張」(上総国欠)、また江戸時代最後の幕府文庫の蔵書目録『元治増補御書籍目録(38)』には「七十七張」(上総国欠)とある。

これら記録間の相違は国絵図枚数の扱い方が原因であろう。国絵図は一国一張を原則としたが、国域の広い陸奥は五張、島嶼の集る琉球は三張などに分割調製されたため、国絵図総数は全国六八カ国を上回っている。また肥前では幕府の指示で五島が別図として調製された(39)が、このような別図が枚数計算上どのように扱われたかが問題である(40)。これら諸記録のうち年代の最も古い「古国絵図員数書付」は享保年間に幕府が日本図調製を企画したとき、その準備のために収庫絵図の在庫調査をした際の記録であり、正保国絵図構成の概要が知られる(41)。

これによると享保二年(一七一七)の調査時には収庫古国絵図七六張中近江・伊賀・志摩の三カ国が欠けて七三張が存在した。このうち年号記入のあるもの一四張、うち正保年号一一張、慶安年号二張、寛文年号一張であったという。寛文年号国絵図の在庫は正保国絵図の収庫終了を明暦年中とする考証に波紋を起すことになる。ところで筆者は明暦年中までに収庫された国絵図は同三年の江戸大火で被災し、その後寛文年間に幕府の求めて諸国の国絵図の写し

が再提出されたのではないかという仮説を持っている。しかしこのことに関しては原稿枚数の関係から別稿を用意したい。

四、控図による国絵図内容の検討

正保度に収庫された国絵図は現存しない。その転写図と思われる内閣文庫所蔵の中川忠英旧蔵および松平乗命旧蔵国絵図は閲覧が許されないことから、正保国絵図の内容を検討するのは専ら各地方に伝存する控図に頼る以外にない。これらは全国の各地に分散して存するため、その多くを閲覧することが困難である。従って筆者がこれまでに実際に閲覧した九カ国の控図に写真等で見ることでできるもの若干を加えて、その内容を比較考察し、国絵図様式統一化の実態と内容上の一般的特色をさぐってみる。

正保国絵図の縮尺精度については前述の享保日本図調製の際に調査が行なわれており、その報告「新古之絵図道法改候儀ニ付申上候書付(註)」によって概要を知ることができる。それによると「一里之寸法過半之違有之分」として和泉・遠江・河内・沓岐・対馬・安房の各国絵図が挙げられているが、多くは六寸一里の調製であるとしている。大抵的な報告ではあるが、縮尺精度の厳密な検証は実際上困難であり、またそのような検証は余り意味がない。絵図基準での指示自体が道路筋の里程縮尺であって厳密な意味での縮尺規定ではなかった。従って控図によって縮尺を計測すると、一般に主要道路筋では基準には近似するが、それへ直交する山間部方向では基準よりかなり小縮尺となる場合が多い。美作の例では第5表の如く出雲街道筋では大体一里六寸の縮尺であるが、山間部方向では一里五寸程の縮尺となっている。一里山の設置がない傾斜屈曲の山間小道筋では圧縮作製されるのが一般的傾向のようである。

第5表 正保美作国絵図の縮尺計測

津山城より	絵図測定 cm	実 距 km	縮 尺 寸(1里当り)
新 床 村	182	41.0	5.7
土 居 村	108	24.5	5.7
福 渡 村	91	24.5	4.8
三 国 境 (因・伯・美)	113	31.0	4.7

(注) 津山城より東西南北方向の4地点を直線距離にて計測したもの。新床村・土居村は出雲街道(主要道)筋、福渡村・三国境はこれに直交する方向に位置する。実距は国土地理院20万分の1図による計測。

諸国の正保国絵図控図の内容を検討すると、絵図基準で明示された図示事項①郡区分②鄉村(小判型)③一里山(記号)④道(大道小道の区別、朱色)⑤舟道——は大体において基準に即して諸国ほぼ共通に表現されており、比較の必要性を感じない。ただ注記(小書き)はその性質上完全な様式の統一が困難で、詳細に比較すればその表現方法などに種々の相違も認められるが、各国とも大筋において絵図基準に従い道法、難所、渡河方法、河幅・水深、湊、浦浜などについて記載している。

また山坂・海河の描写は絵師の流儀とも関係して機械的な比較が難しく、控図が描法までも同様に転写されたかどうかの確認も困難であり、控図によって多くを語るのは危険である。諸国の国絵図は一般に江戸で仕上げられたことから、元祿度の如く絵師が限定されたものではなくても少数特定の絵師に清書が依頼され(43)て、献上図は諸国かなり似通ったものであったかも知れない。しかし控図でみる限り、彩色の濃淡で立体感を出す山並み、波縞を入れずに藍色で塗り潰す海など基本的描写の共通性は認められるものの山林・岩山等の絵模様、絵筆のタツチ、絵色の濃淡から生ずる画風は各国各様である。ただ配色において郡界線の黒(墨)、道筋の朱色は筆者の閲覧した範囲では諸国共通しており、これは正保国絵図において定着したものと考えられよう。道筋の朱色は絵図基準で「本道はふと

く、わき道はほそく朱にしていたすべき事」と明示されていた。郡界線の配色については絵図基準での指示はなかったが、広島藩の場合、下絵図検分の際に「墨」にて細く引くように修正が指示されており、下検分段階で幕府の強力な指導があったものと考えられる。

以上を考慮して、本稿では諸国正保国絵図内容の比較の必要性を感じる次の六項目、①村形色分け②国境道法③宿場の表示④郡見出し⑤所領区別⑥目録様式——について十五カ国の控図を比較考察する(4)。(1)④は絵図基準の指示項目に関連するものの具体的な指示を欠いた事項であり、⑤⑥は絵図基準にて全く触れられなかった事項である。第6表は比較の結果を集約したものであり、その概要は次の通りである。

村形色分け 郡区分(郡分け)は国絵図の基本要素であった。郡区分は黒色郡界線での区画と同時に郡毎の村形色分けによって一層明瞭となる。考察の対象とした一五カ国中、豊前を除くと全てが郡単位で村形が色分けされており、一応正保国絵図では郡単位の村形色分けが一般的であることを認めることができるであろう。絵図基準では村形の配色については何ら指示されなかったが広島・金沢両藩の例では下絵図検分で「郡々之色一色」(広島藩)、「絵図村々一郡切に色取かへ可申事」(金沢藩)とそれぞれ村形を郡単位で色分けするよう下絵図の修正が指示されている。幕府は絵図基準で郡区分を指示したものの当初、この村形色分けにまで配慮が至らず、下絵図段階ではこの色分けは必ずしも守られていなかった。しかし下絵図検分で幕府はこの点の強力な指導を行ったものと考えられる。

国境道法 記載要領が各国各様である。絵図基準では「国境道法、菅里山他国之菅里山へ何程と書付候事」と指示された。しかしこの条項の解釈には各国間に若干の食い違いが生じたようである。前述の萩・佐賀・金沢各藩の補正にても相違が認められる。

絵図内容の比較

備中	美作	筑前	豊前	出雲	伊豆	和泉
郡	(郡)	郡	領	(郡)	(郡)	郡
有 (主要道の み)	有	無	無	無	—	有
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
郡村 (本・枝)	高教 郡村寺	高教 郡	高郡	高郡	高郡	高郡
いろは符号	—	二重輪	村形色分け	—	—	いろは符号
備中国十一郡	美作一国之 絵図	筑前十五郡 之	豊前国絵図	出雲国絵図	伊豆国絵図	無
国・領	郡・国	国・領	領	郡・国	郡・国	郡・国・領
いろは(領)	無	無	無	色(郡)	無	色(郡) いろは(領)
無	無	無	無	松平出雲守	無	無
同 左	国境道法の 記載詳	秋月・東蓮 寺を区別せ ず	脇道の図示 が多い	目録に郡村 数の掲載	湊・海辺の 注記詳	寺社の丹念 な描写 他国湊への 方向を記入
同 左	岡山県立博 物館	現存せず (福岡県史 資料)	同 左	国立公文書 館 (日本古地 図大成)	同 左	南波松太郎 氏 (日本の古 地図)

領別色分けの余地のないもの。

第6表 控図等による諸国の正保国

	周防 (長門)	加賀 (越中・能登)	肥前	備前	
村形色分け	郡	郡	郡	(郡)	
国境道法 (隣国への里程) (記載)	有	有	無	有 (主要道のみ)	
宿場	丸	輪丸	輪四角	枠 村形との区別なし	
郡見出し	郡	高郡	高郡	高郡 村数(本・枝)	
所領区別	二重輪	いろは符号 △印	いろは符号 領界	——	
目録 様式	目 高付 凡例 提出者名	周防六郡 ・郡・領郡 色(領・郡) 無	加賀国四郡絵図 ・国郡・国・領 色(郡) 無	肥前一国絵図 ・国・領 色(郡) いろは(領) 鍋嶋信濃守 (正保四年丁亥)	備前国九郡 国 無 松平新太郎
その他内容上の 特色	半円型の一里山	越前領16カ村には 村名村高の記入なし	五島は別図として 作製	枝村の図示 脇道にも一里山 記号	
所蔵先 (収載書)	山口県立文書館	金沢市立図書館	佐賀県立図書館	岡山大学図書館	

(注) 村形色分けの項の()は一国領知のため

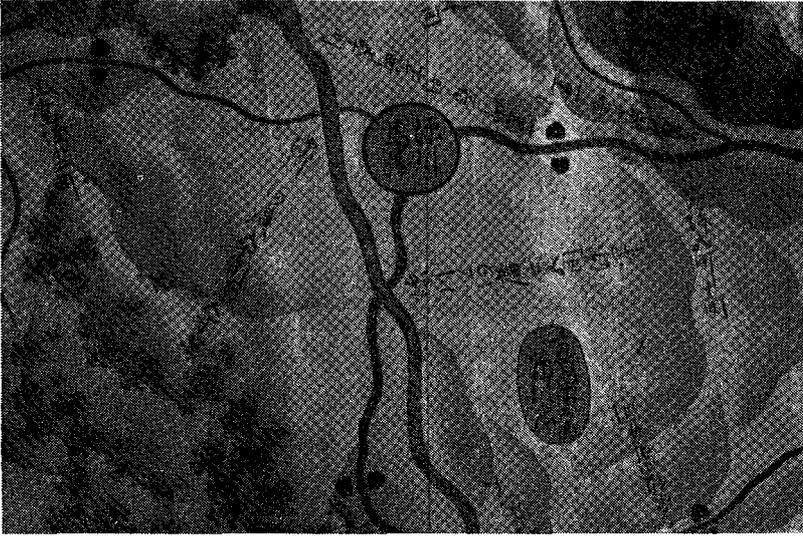


写真1 正保長門国図絵における馬継の図示
部分，毛利家文庫，山口県立文書館蔵

国境を越す道筋が隣国の何村へ通ずるかは諸国の国絵図に共通して示されるが、里程を全く記さないもの、国内里程だけ、隣国へ係る里程記入のあるものに分れ、表現方法も様々である。記載例をいくつか示すと「何国何村へ出道」(出雲)、「一里山より何国何村迄何里何町、但国境迄何町加賀分、何町何国分」(加賀)、「此国堺ヨリ何国何ノ一里山へ何町何間」(周防)、「此道何国何村江出ル、何村より国境迄何里何町、国境より何国何村迄何里何町、津山より何国境迄何拾何里何町」(美作)などである。美作国絵図は隣接五カ国へ通ずるいかなる小道にも同要領で、津山城下より国界までの里程を付記した国境道法が記載され、図の四周を文字列が取巻き、独特の格調を生んでいる。隣国へ係る国境道法を示すには隣国との何らかの折衝が必要と考えられるが、一般には金沢藩の場合の如く国境筋庄屋へ隣国最寄村へ至る里程書付の提出を求めた程度で、元祿度の如き正式な国境折衝は行なわれなかったものと考えられる。

宿場の表示 絵図基準の条目中に「吉里山と郷との間、道法絵図ニ書付候事」とある。意味が解しにくいが萩藩の補足説明では「宿と一里山との間、道法書付候様ニとの儀候、但本宿にて無之候共、馬継にて候ハは家数少所ニても一里山より其所迄何程と道法書付候事⁽⁴⁵⁾」とあり、これは各一里山より宿町・馬継までの里程を示すよう指示したものであった。各国ともこの指示に従って、図中その里程を逐一記入して正保国絵図の特色となっている。しかし道筋で繋がれた宿町・馬継の表示については何ら指示がなかった。このためとくに宿町については一般の村(小判型村形)と区別して、丸型あるいは角型の枠を用いて明瞭に図示する場合と、一般の村と全く区別しない場合とに分れている。

郡見出し 絵図基準に「絵図・帳共ニ郡分之事」「同郡切ニ郷村之高上ケ可申事」とあり、図中にて郡区分と同時に郡高の表示が指示された。これに従って諸国の国絵図には例外なく図中、当該郡内に郡見出し(郡高付)が掲載されている。郡見出しは郡名の右肩に郡高を記し、枠を設けない様式が一般的で、正保国絵図でほぼ定着した感がする。ただ備前・備中・美作・伊豆の場合、郡見出しに村数が増えられており、完全なる統一は元祿国絵図を待たねばならない。元祿図では村数は図隅(品紙)の高目録内にまとめられることになる。なお慶長国絵図では郡見出しに短冊型の枠が設けられるのが一般的であったが、正保度には幕府の指導で枠が外されたものと考えられる⁽⁴⁶⁾。広島藩の下絵図検分では郡見出しについて「郡々書付之肩ニ知行高書付候事」とだけ指示されている。

所領区別 一国支配のため所領区別の余地のない出雲(松江藩)、備前(岡山藩)、美作(津山藩)、伊豆(幕府領)を除く全部に所領区別が図示されている。その区別方法は①村形内のいろは符号②村形外周の別色二重輪の二通りが主である。所領区別は複数大名による一国割領の場合に限らず、本藩よりの分領(支藩)の場合にも示される。肥

前・備中・和泉は①の方法で、周防・筑前は②の方法で国内の各所領が区別されている。加賀の場合、金沢本藩と支藩領は①の方法により、同国内の越前領は村形内に△印を付して区別されている。また一国が七大名によって分割領知される肥前の場合は、各所領が①の方法によって区別されているのに加えて黄色による領界線が引かれている(47)。

防長の場合、萩藩は当初国許で調製した下絵図にて本藩と支藩の所領区別をしていなかった。下絵図検分で下松・長府両支藩を本藩とは別色で区別するよう指示されると、同藩では「防長は東照宮以来寸分モ除地ナク一朱印ニテ公頂戴ナシ玉ヒ、支封両君へハ内分地ナレハ異彩ニ可為ニ非ス、且先年モ一色ニテ絵図調進スレハ此度モ古例ニ遵由シタキ(48)」とこれに難色を示し、幕府に種々折衝したが同藩の願い出は容れられず、結局は幕府の指示に必ずるといった経緯があった。絵図基準では国郡図の調製を指示しながら、現実には幕府絵図担当者の要求で所領区別が付加されたことが注目される点である。

目録様式 正保国絵図では各国、図の一隅(罫紙)に何らかの高付目録を掲げるが、その内容・様式は様々である。目録題目も一定しないが豊前・出雲・伊豆の如く「何国絵図」と称するもの、防長・加越能・備前・備中・筑前の如く「何国何郡」と一国郡数を掲げる場合の二通りが主流のようである。高付は所領別が多く、郡別が少ないのは図中の郡見出しと重複するためであろう。周防・肥前・和泉の如く所領・郡別高付が並記されている場合もある。凡例は村形(小判型)の色と所領別いろは符号の二種類である。備中図では御蔵入(幕府領)・藩主・諸給人・寺社など全部で二四の知行主別内訳高が、村形内の表示と対応するいろは符号の凡例を伴って列挙されている(49)。

以上の比較考察によって、正保国絵図の様式・内容について次のことを確認することができた。正保国絵図では絵

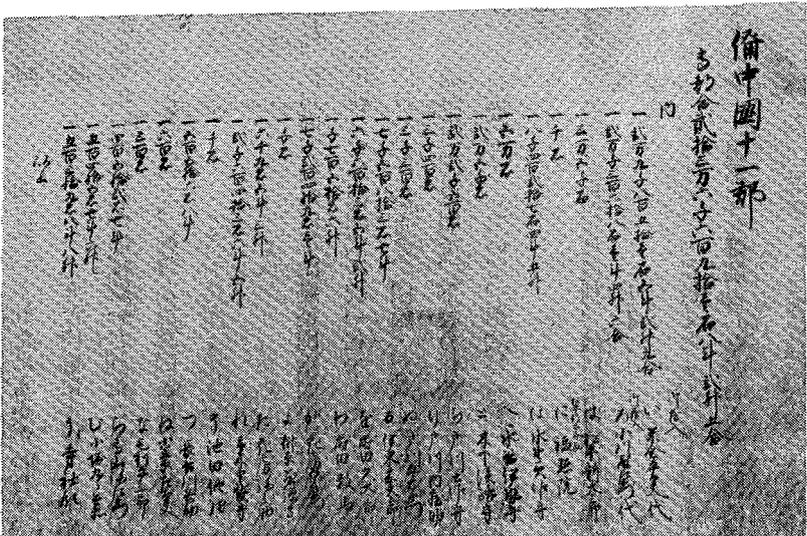
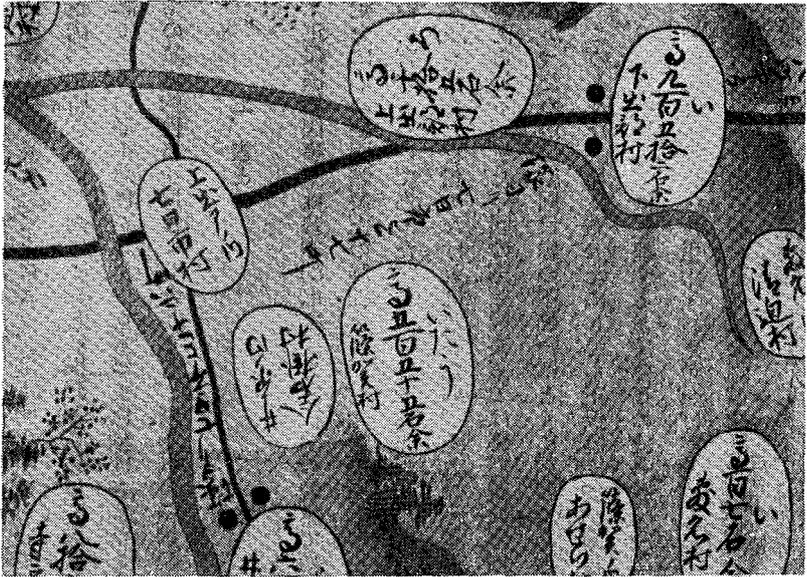


写真2 正保備中国絵図(上)と同絵図目録(下)

部分, 池田家文庫, 岡山大学図書館蔵

図基準が明示されたことにより、基本的事項においては絵図様式が全国的に統一されたにもかかわらず、なお①国境道法②宿町③絵図目録——などに図示あるいは記載要領の不統一が認められる。また内容については④絵図配色の基調である村形の着色が郡単位をもって色分けされたこと②郡見出しの形式がほぼ統一されたこと——など国郡図としての基本的性格を明確にしながらも、同時に所領別記載が付加されており、純粹な国郡図とはなり得なかった。

五、まとめ

正保国絵図事業は基本的には慶長国絵図の継承であった。だが同国絵図は単に慶長国絵図の改訂に留らず、縮尺規定をはじめ絵図調製上の詳細な要領を含む絵図基準を全国に示達して絵図様式の統一化をもたらした点で画期的な意義を有するものであった。勿論、諸国の正保国絵図を詳細に比較検討するとき、図示・記載上の統一不徹底部分が多々残ったことを認めなければならない。それは示達基準の曖昧が主たる原因で、下検分体制上からの限界もあったと考えられる。また今回の国絵図事業では幕府が絵図内容の統一に専心して、形式面の統一に意を用いる余裕がなかったのか、絵図目録の不統一はとくに顕著であった。

このような限界はあったにしても正保国絵図が国絵図様式の確立に寄与した役割、強いては絵図史上の意義は大きく、それを具体的に整理すると①縮尺の統一②一国一図の原則化③郡村記載の明確化④一里山記号の採用⑤配色の統一化(道・郡界・一里山・村形色分け)⑥注記による内容の多角化——などを挙げることができる。また本稿でもう一つの研究視点である正保国絵図の内容上の特色をまとめると①国郡図を基調としながらも領分図的内容の併有②交通・軍事的内容の重視(50)——の二点を指摘できようであらう。

絵図基準各条項の内容と幕府による諸国の下絵図検分の過程を検討すると、正保国絵図事業の主旨が国郡図の収庫であったことは明白である。しかし実際には正保国絵図が純粹な国郡図へと昇華し得なかった原因は、絵図元諸藩の感覚と同時に幕府側絵図担当者の現実的指導が作用するところであった。絵図基準に従う限り領分記載の混入する余地はなく国郡図の成立をみざるを得ないのであるが、絵図元諸藩では少なくとも当初は絵図基準の主旨を十分理解することができなかったようである。幕藩体制による藩領域が画定された状況下では国郡図収庫の主旨を理解し得なかったのは無理からぬことであつたらう。

また反面、幕府側にも国絵図収庫の原理に立脚した絵図基準を離れて、この事業を通じて全国諸侯の領知関係および軍事拠点の完全掌握といった現実的目的が随伴したことを否定できない。このような状況下で諸国の国絵図は数度の下検分を経て修正を重ね、ようやく幕府担当者の意図するところへ接近した。それは国絵図収庫の原理を踏まえたうえで、為政者の現実的目的をも満たす妥協的な内容のものであつた。

交通・軍事的内容の重視はその詳細な注記によって特色づけられる⁽⁵⁾。徳川幕府四次の国絵図事業中、ただ正保度だけに城絵図の収庫を伴つたこと、また東海道筋諸城の模型(木型)までも収庫された⁽⁶⁾ことは正保国絵図内容の特色と相俟つものであろう。鳥原の乱より五年、なおその余燼の残る当時としては国絵図の内容に軍事色を帯びるのは当然の成行であつたらう。正保国絵図の内容上の特色である領知関係の記載、交通・軍事関係の注記は、一面国土基本図としての国郡図を変質させる要素でもあつた。従つて幕藩体制が完全に確立した段階での次回の元祿国絵図においては、絵図目録など絵図形式面の統一とあわせてこれら領知記載、諸注記が図中から払拭され、純粹な国郡図の完成をみるどころとなる。

注

- (1) 黒田日出男、江戸幕府国絵図郷帳・管見(一)慶長国絵図・郷帳について、歴史地理、九三二、一九七七
- (2) 拙稿、元禄年間の国絵図改訂と新国絵図の性格について、人文地理、二九一六、一九七七
- (3) 『伊賀御国絵図後鑑』(三重県上野市立図書館蔵)、『今度御国絵図改訂候ニ付御奉行衆より御渡シ被成候御書付之写并御口上ニテ被仰渡候通覚書控』(岡山大学図書館蔵)、『御而国絵図被差上覚』、『諸国江絵図調出候様ニト從公儀被仰渡候覚書』(山口県立文書館蔵)、『御国絵図御改付而覚帳』(熊本大学図書館蔵)、『国絵図之儀ニ付覚書』(大分県立図書館蔵)、『御国絵図記録』(宮城県立図書館蔵)、『加越能御絵図覚書』、『御国絵図目録』(金沢市立図書館蔵)
- (4) 長崎県立図書館蔵、元禄十一年。元禄国絵図事業の際に大村藩が肥前の絵図元である佐賀藩へ提出する大村領絵図の調製にあたり、先の正保度を参考にするためその関係書類を集めて綴じ一冊にしたものである。
- (5) 金沢市立図書館蔵、延宝五年、同年金沢藩が国絵図を調製するに際し、既存の国絵図を分類し、その成立を調査したもので『古より公儀へ被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳』、『御城并御国絵図公儀へ被上候写其外品々絵図江戸表御納戸土蔵ニ有之分之帳』、『同金沢新丸御土蔵ニ有之分之帳』、『同御算用場土蔵ニ有之分之帳』の四冊より成る。
- (6) 福井保、内閣文庫所蔵の国絵図について、国立公文書館報、創刊号、一九七二
- (7) 福井保、内閣文庫所蔵の国絵図について(続)、国立公文書館報、一〇、一九七八
- (8) 『徳川実紀』、正保元年十二月二日の条
- (9) 『大猷公治世略記』に「正保元年十二月廿五日、日本国郡之図、同諸城之絵図可調進旨上意」とある。藩側の記録によると『先年一国絵図公儀江上り候節之覚』(大村藩)では佐賀藩が肥前の絵図受持を命ぜられたのは正保元年十二月二十五日とあり、同略記の記事を裏付ける。ところが『公儀所日乗』(萩藩)、『島津国史』(鹿児島藩)、『義山公治家記録』(仙台藩)では同月十六日に幕命を受けたとある。『徳川十五代史』(正保三年二月廿八日の条)に「廿八日諸大名に分命して各其国の絵図を作らしむ」とあるのは編纂の誤りであろう。
- (10) 好書故事、近藤正斎全集第三卷

- (11) 河田鯨、本邦地図考、史学雜誌、六一四、一八九五
- (12) 前掲(2)
- (13) 内藤耻叟、新人物往來社、一九六五。本書収載の条令では城絵図關係の条目が削除されている。
- (14) 佐賀県多久市立図書館蔵
- (15) 佐賀県立図書館蔵
- (16) 前掲(4)
- (17) 山口県立文書館蔵
- (18) 前掲(2)
- (19) 前掲(4)
- (20) 『公儀所日乗』(山口県立文書館蔵)の正保元年十二月十七日の項によると「井上筑後守殿江參上仕候、昨日被仰渡候御ケ条之内ニ今少御意之通具承度儀候由申上候へ者、則上田勘助・物山市之丞兩人被成御差出、相對仕様子承候へとの由ニ付而御尋申上候、覺書之通悉相尋埒明申候、此上ニ而も不審なる儀御座候ハ々幾度茂御尋申上候へ之通被仰聞罷歸候事」とある。
- (21) 前掲(15)、(17)
- (22) 高辻帳并絵図御用ニ付江戸ヨリ來頭書写、金沢市立図書館蔵
- (23) 前掲(1)
- (24) 『毛利四代実録』(山口県立文書館)によると「井上候、宮城氏ヨリ仰セ渡サル絵図ノ趣急脚ヲ以国許へ福岡就辰ヨリ申越ス。其条ニ日、幕府ヨリ御箇条一通并就辰小割ヲ伺ヒケル覺書一通相添差越ニ付、此辻ヲ以テ先ツ長州阿武一郡ノ絵図相調ヘラレ、然フシテ絵師一人及ヒ指揮スル者一人相添ラレ江府へ差越サルベシ。右ノ絵師ヲ井上邸へ連レ行キ一郡ノ図ヲ見セ好ミヲ聞セ指戻シ、其上ニテ惣絵図仰セ付ラルベシナリ」とある。
- (25) 済美録、広島市立図書館蔵
- (26) 同覚書き(前掲22)を摘記すると次の通りである。一、御国之絵図紙一面一國切三ヶ國三枚可調事 一、絵図村々一郡切ニ色取かへ可申事 一、御四人様御分領書別之儀、村々廻をくくり候色絵にて可仕分事

- (27) 前掲(1)
- (28) 『先年一國絵図公儀江上り候節之覚』(前掲4)に「知行高帳同様ニ三通ニて御座候、是ハ御公儀と御勘定所と御両所ニ被召置候ためと申候、国之絵図式枚と御座候、是も右之両所ニ御召置候ためと申候」とある。
- (29) 陸奥仙台領の如く石高によらず貫高で仕立てられている例もある。佐藤宏一、仙台領国絵図覚書、東北歴史資料館研究紀要三、前掲(7)参照
- (30) 佐賀藩の絵図基準補足によると城絵図は「百間四寸」とある。広島藩は下絵図検分で広島城図を「一間四方」に仕立てるよう指示されている。
- (31) 矢守一彦、都市図の歴史―日本編―、講談社、一九七四、八八～九五頁
- (32) 山口県立文書館蔵、表紙に「慶安三年五月廿日江戸井上筑後守殿へ差上ケ候」との付書きがある。
- (33) 金沢藩では正保四年十二月十六日、越能商国の国絵図各二張と金沢・小松・大正持・富山各城絵図各一枚、約二年後の慶安二年十二月廿九日に加賀国絵図二張、翌三年三月十四日に道帳三カ国分三冊をいづれも井上筑後守へ提出している。鹿兒島藩の場合は『島津国史』『旧記雜録』などによって提出状況が知られるが、提出期日の記載に一部相違がある。
- (34) 金沢藩は四カ所の城絵図を一括して提出しているが、いづれも本支藩関係にあるためであろう。広島藩(安芸・備中二カ国の絵図元)は広島城図および三原城図のみを提出し、福山(水野美作守)・三吉(浅野因幡守)城図は各城主より直接提出された。また肥前では大村(大村丹後守)城図が絵図元の佐賀藩を経ずして直接筑後守へ提出されたことが知られる。
- (35) 例えば郷帳は知行帳(広島藩)・石高帳(萩藩)、道帳は道程之帳(金沢藩)・路程帳(鹿兒島藩)・大道小道并難道舟路之帳(萩藩)などと呼称されている。
- (36) 新古国絵図出来之来歴相考候書付、前掲(11)
- (37) 汲古書院、一九七六
- (38) 前掲(6)、四八頁参照
- (39) 拙稿、正保肥前国絵図の作製経緯について、佐世保工業高等専門学校研究報告、一〇、一九七三
- (40) 収庫国絵図は当初、国別に箱入で保管されていたが、後年に至り箱は朽壞したものと考えられる。
- (41) 同書付(享保二年)の内容は次の通りである。勘定所保管国絵図の調査書付とみなされる。

古国絵図員数書付

西十二月九日 木村四郎兵衛

古国絵図 七拾六枚

此訳

国数 六拾八ヶ国

内近江・伊賀・志摩三ヶ国絵図不相見候

陸奥国絵図 五枚

琉球絵図 三枚

出雲国絵図 貳枚

越前国絵図 貳枚

右絵図 七拾三枚

内拾壹枚正保之年号、貳枚慶安之年号、壹枚寛文之年号

右之外年号無御座候

以上

(42) 『竹橋余筆』(前掲37) および『好書故事』(前掲10) 収載

(43) 『済美録』(前掲25) によると、広島藩は芸備両国の国絵図清書代金五〇両を正保三年七月廿五日、江戸の絵師八田助左衛

門に支払っている。『毛利四代実録』(前掲24)によると、萩藩も防長両国分の清書代金七〇両を同四年正月廿日に同絵師に支払っている。

(44) 防長二国、加越能三国はそれぞれ同一絵図元により同様の様式で調製されているため、周防と加賀を代表させて考察の対象とする。

(45) 前掲(17)

(46) 正保備前国絵図は第6表掲載の岡山大学図書館所蔵のもの(正控図)のほか、岡山県文化センター所蔵図がある。図示内容にはほぼ同じであるが後者には郡毎の村形色分けがなく、郡見出しが短冊型の黒枠で囲まれている。下絵図段階の図である

と考えられる。『岐阜県史』付載の正保美濃国絵図（岐阜県立図書館蔵）も郡見出しに短冊型の枠がある。

(47) 前掲 (39)

(48) 前掲 (24)。同書の正保三年十月十八日の条によると「去月十九日防長両国絵図色分ケノ事、井上筑州候領掌ナキニ付、公ヨリ翰ヲ筑州候へ差越サレ、若一色ニナン難クハ界目へ朱筋ヲ引テ便覧ニ備ン由ヲ申越サレ、筑州候・安部氏へ倚頼ナン玉フ」とある。萩藩では防長二カ国一色が認められなければ領界線（朱）による区分を申入れたが、これも容れられず結局は村形の別色二重輪による区分となった。

(49) 『岐阜県史』付載の「正保美濃国絵図」の目録には全部で六〇に及ぶ知行主名が列記されていて壮観である。凡例に平仮名いろは符号では不足し、片仮名イロハ符号が追加使用されている。

(50) 軍事的内容は海陸交通上の詳細な注記とも関連するが、諸古城が明瞭な図示で網羅されていることでも印象づけられる。

(51) 中川忠英旧蔵「陸中絵図」には南部領閉伊郡山田湊に寛永廿年、オランダ船漂着の注記があるという。前掲 (7) 参照

(52) 前掲 (10)